

環境社会配慮ガイドライン 運用面の見直し結果
第4回ワーキンググループ検討分

2015年1月9日
国際協力機構審査部

1. **社会的弱者へ配慮したステークホルダー協議**

1. 1 「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集 (FAQ)」

FAQ

問．ステークホルダー協議の計画・実施する際にどのような人々を社会的な弱者として見なし、配慮を行うべきと JICA は考えているのですか？

答．環境社会配慮ガイドライン別紙1 (社会的合意) では、「女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、...適切な配慮がなされていなければならない。」と記載されています。

一方、環境社会配慮ガイドラインで明記されている人々以外にも、若者や移転対象者、女性世帯主、土地を持たない人、用地取得に関連して当該国法上補償対象とならない人も対象になりうると思います。さらに、国や地域によっては、ステータス (人種や肌の色、性別、言語、宗教、政治的な意見やその他の意見、資産、生まれ等) や要素 (ジェンダーや年齢、民族性、文化、識字、病気、(身体的もしくは精神的) 障害、経済的に不利な状況、特有な自然資源への依存、生計手段等) により社会的弱者になりうる人もいると考えます。

FAQ

問．ステークホルダー協議を計画・実施する際の留意点 (社会的弱者への配慮も含む) は何ですか？

答．環境社会配慮ガイドライン別紙1 (社会的合意) では、「プロジェクトは、...適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならない。...地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である。」と記載されています。

JICA としては他ドナーや国際機関等が作成しているステークホルダー協議の計画・実施に関するハンドブック等を参考とし、適切な配慮が行われているか確認します。

また、カテゴリ A 及び B 案件では、環境社会配慮と用地取得・非自発的住民移転に関するステークホルダー協議が行われた場合、報告書に少なくとも以下の項目が記載されるべきと考えます。

- ステークホルダー協議の計画（ターゲットとした集団、開催回数、及びそれらの設定根拠等）、実施日時、場所、方法（住民集会、個別インタビュー）、社会的弱者に対する配慮手法、告知方法、参加者（人数、所属、性別等）、協議内容、参加者からのコメント、実施機関による返答、寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、協議の議事録、更なる協議が実施される予定ならばその計画

なお、社会的弱者については、その参加が確保され、意見が積極的に出され、かつ出された意見が公平に取り扱われるよう配慮したステークホルダー協議が行われるべきと考えます。

1. 2 第4回ワーキンググループにおける主要な提言

ワーキンググループ参加の各委員より、以下のような提言がなされました。

- 社会的弱者へ配慮したステークホルダー協議を実施するにあたってのより具体的な方法を将来的な検討課題としてはどうか。（具体的には下記の提案がなされました。）
 - ✓ ステークホルダー協議で討議できなかった部分や参加出来なかった人を取り込むための仕組みを検討する。
 - ✓ ステークホルダーの人数が多い場合、意味ある参加を確保するため一回当たりの参加者数の目安を設定する。
 - ✓ 利害が異なるステークホルダーを一堂に集めて協議を行うことは、率直な意見を抑え込むことにもつながるので留意すべき。

参考：「環境社会配慮ガイドラインに関する良くある問答集（FAQ）：ステークホルダー協議に関する質問」（従来の7つのFAQに対し、今回修正した3つのFAQ及び修正しなかった4つのFAQ全て含む）

問	答
プロジェクトにより影響を受ける現地の住民の意見を反映できるようにするため、JICA の環境社会配慮ガイドラインにおいてはどのような内容を盛り込んでいるのですか？ （微修正：下線部）	JICA としては、各プロジェクトで環境社会配慮を行うにあたって、女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等の社会的な弱者を含めプロジェクトの影響を受ける可能性のある人々の意見が適切に反映される必要があると考えています。環境社会配慮ガイドラインは、別紙1（社会的合意）で、「地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である」「女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、……社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮が

	<p>なされていなければならない」旨明記しています。</p> <p>また、JICA が環境社会配慮確認を行うに<u>あたって</u>、幅広く情報収集を行うことが重要であると考えており、環境社会配慮ガイドライン 2.1.6.においては、「プロジェクトの環境社会配慮に関する情報が現地ステークホルダーに対して公開・提供されるよう、相手国等に対して積極的に働きかける」旨明記しています。</p>
<p>ステークホルダーとの協議は、誰が主催するのですか？</p> <p>(変更なし)</p>	<p>主催者は相手国等となります。JICA は、必要に応じて開催を支援します。</p>
<p>環境社会配慮ガイドラインにおいてはステークホルダーの範囲について、どのように考えているのですか？</p> <p>(変更なし)</p>	<p>環境社会配慮ガイドラインの 1.3.に定義されるとおり、「現地ステークホルダー」とは、事業の影響を受ける個人や団体(非正規居住者を含む)及び現地で活動している NGO をいいます。また、「ステークホルダー」とは、現地ステークホルダーを含んだ、協力事業に知見もしくは意見を有する個人や団体をいいます。</p> <p>なお、環境アセスメントは、当該プロジェクトが位置する国における手続きに基づき行われるものであり、ステークホルダーとの協議についても、個別プロジェクトの内容、周辺状況等を勘案しつつケースパーケースでステークホルダーの範囲を検討していくことになると考えています。</p>
<p>非正規居住者をステークホルダーとして含める必要があるのですか？</p> <p>(変更なし)</p>	<p>協力事業の対象地に居住する住民は、非正規居住者であっても、対象地で生活または生計を立てている人々は、現地ステークホルダーに含めます。ただし、いわゆる「Professional Squatter」(補償を得ることのみを目的とする非正規居住者)については、相手国政府と協議の上その対応を検討する必要があると考えます。</p>
<p>ステークホルダー協議の計画・実施する際にどのような人々を社会的な弱者として見なし、配慮を行うべきと JICA は考えているのですか？</p> <p>(既存 FAQ を見直し)</p>	<p>環境社会配慮ガイドライン別紙 1(社会的合意)では、「女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、...適切な配慮がなされていなければならない。」と記載されています。</p> <p>一方、環境社会配慮ガイドラインで明記されている人々以外にも、若者や移転対象者、女性世帯主、土地を持たない人、用地取得に関連して当該国法上補償対象とならない人も対象になりうると思えます。さらに、国や地域によって</p>

	<p>は、ステータス（人種や肌の色、性別、言語、宗教、政治的な意見やその他の意見、資産、生まれ等）や要素（ジェンダーや年齢、民族性、文化、識字、病気、（身体的もしくは精神的）障害、経済的に不利な状況、特有な自然資源への依存等）により社会的弱者になりうる人もいます。</p>
<p>ステークホルダー協議を計画・実施する際の留意点（社会的弱者への配慮も含む）は何ですか？ （既存FAQを見直し）</p>	<p>環境社会配慮ガイドライン別紙1（社会的合意）では、「プロジェクトは、……適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならない。……地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である。」と記載されています。</p> <p>JICAとしては他ドナーや国際機関等が作成しているステークホルダー協議の計画・実施に関するハンドブック等を参考とし、適切な配慮が行われているか確認します。</p> <p>また、カテゴリA及びB案件では、環境社会配慮と用地取得・非自発的住民移転に関するステークホルダー協議が行われた場合、報告書に少なくとも以下の項目が記載されるべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ ステークホルダー協議の計画（ターゲットとした集団、開催回数、及びそれらの設定根拠等）、実施日時、場所、方法（住民集会、個別インタビュー）、社会的弱者に対する配慮手法、告知方法、参加者（人数、所属、性別等）、協議内容、参加者からのコメント、実施機関による返答、寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、協議の議事録、更なる協議が実施される予定ならばその計画 <p>なお、社会的弱者については、その参加が確保され、意見が積極的に出され、かつ出された意見が公平に取り扱われるよう配慮したステークホルダー協議が行われるべきと考えます。</p>
<p>重要事項4の「意味ある参加」および「真摯な発言」とはどのような意味ですか？（変更なし）</p>	<p>「意味ある参加」とは双方向のコミュニケーションがあって、ステークホルダーの意見が適切に計画に反映されることを意味しています。</p> <p>「真摯な発言」とは責任を持った発言を意味しています。</p>

2. 環境社会配慮における気候変動の取扱い

2. 1 「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集 (FAQ)」

FAQ

問．プロジェクトレベルの環境社会配慮で、気候変動への影響をどのように評価するのですか？

答．JICA では各プロジェクトによる気候変動への影響について、統一的な方法論に基づく評価を行うことは将来的な課題と考えています。

但し、JICA は相手国等による緩和策や適応策の促進を支援するプロジェクトを実施しており、例えば JICA が緩和策プロジェクトと想定する事業については、気候変動対策支援ツール/緩和策 (JICA Climate FIT(Mitigation)) 等の方法論を参照し、プロジェクトからの温室効果ガス (GHG) 排出量や GHG 排出削減量等を算定しています。

今後、セクターや個別事業における排出削減目標等の具体的な取り組みが明確化できる場合には、プロジェクトレベルの気候変動への影響評価についても対応を検討していきます。

FAQ

問．環境社会配慮のスコーピング時、気候変動に対する緩和効果は、どのようなベースラインシナリオと比べて評価するのですか？

答．原則として、事業が実施されずに現在の傾向が継続した場合の排出量をベースラインシナリオとして評価します。例えば、現在、当該国において、より新しい技術や施設への移転が進み、GHG 排出原単位 (単位生産量あたりの GHG 排出量) が低下している場合には、その傾向を考慮したベースラインシナリオを設定します。また、プロジェクトの特性に応じ別の考え方を活用することもあります。

FAQ

問．世銀や ADB では Climate Proofing (気候変動に対する耐久性確保) 等、インフラの気候変動への適応対応は検討されつつありますが、JICA でも、気候変動の影響により甚大化する台風・洪水等の影響を考慮したインフラ事業等の気候変動に対する耐久性確保を検討するべきではないでしょうか？

答．「Climate Proofing」の取り組みに一律的な定義はないと理解しており、気候変動に対するリスク評価、及びその対策を検討する方法論が未だ十分に確立されていないセクターもあるため、全てのプロジェクトにおいて気候変動に対する耐

久性確保を検討することは、将来的な課題と考えています。なお、JICA がプロジェクトの気候変動に対する耐久性を確保する場合には、気候変動対策支援ツール/適応策 (JICA Climate-FIT(Adaptation)) 等を用いて、技術面のリスクを考慮の上、一定の検討がなされます。また、技術面における検討は構造物に対する検討のみならず、非構造物に関する検討も含まれます。

2 . 2 第 4 回ワーキンググループにおける主要な提言

ワーキンググループ参加の各委員より、以下のような提言がなされました。

- 気候変動に関し、環境社会配慮ガイドライン運用面の見直しの観点を超えている部分もあるが、以下を将来的な検討課題として欲しい。
 - ✓ 出来るだけ早い時期に JICA 全体のカーボンマネジメント戦略を明確にするべき。
 - ✓ GHG 排出量削減効果が想定されるプロジェクトのみならず、削減効果が想定されないプロジェクトについても、可能な範囲で GHG 排出量を算出し、JICA 全体としての GHG 排出量を把握するべき。
 - ✓ 気候変動影響については削減効果の評価ではなく、排出量の測定評価であるべき。
- スコーピングでの環境項目は「地球温暖化」より「気候変動 (GHG 排出) 」の方が適切。
- JICA 全体の GHG 排出量を把握するという観点から、原則、工事中の GHG 排出量についても評価し、供用時と比較して GHG 排出量が特に軽微な場合についてのみ例外的に考慮しなくても良い、という方針とするべき。
- サプライチェーンにおける GHG 排出量の評価についても、今後考慮に入れることが望ましい。
 - ✓ 例えば道路や鉄道セクターにおける巨大な開発事業において、それら構造物の原材料であるセメントの製造時等には多量の CO₂ が発生することが想定されることから、原材料の生産に伴う GHG 排出量の把握を行うと共に、セメント使用量の抑制に関する検討とその結果の記述を義務付けることを検討すべき。

以上